

常任委員会レポート

総務建設

3月11日に文教厚生委員会を、14日に総務建設委員会を行い、それぞれの委員会に付託された議案の詳細な説明を受け、質疑を行った。主な質疑は次のとおり。

阿久比町職員の降給に関する条例の制定

阿久比町職員の退職管理に関する条例の制定

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

Q 心身に故障がある場合、医師の診察を受けて降給するが、どのタイミングで判断するのか。

A 配属を変えたり、研修や指導等を受けても改善されないうとき。

Q どこまでが該当職なのか。
A 課長、主幹、指導保育士。

Q 罰則規定はあるのか。
A 地方公務員法で罰則規定はあるが、届出規定に罰則はない。

Q 条文中「職務上の行為をするように」とあるが、具体的にどういうことなのか。
A 元部下に、契約に

対する便宜を図るようなことをすること。

Q 不服審査請求を出して、判定が認められた時は、審査に基づいて改善されるのか。
A 処分庁が直接決裁せず、審理員を置き、さらに審査会を開くことによって、公平性を保ち、最終決定される。

Q 課が統合された場合の対応は。
A 給料を下げることでできる条例で、職を失うことは想定していない。

Q 降格を決定する機関はどこなのか。
A 最終決定は任命権者である町長だが、その前に副町長、教育長、4部長、総務課長で構成している分限委員会がある。

Q 等級別基準職務表に「困難な業務を行う課長の職務」とあるが、具体的にどのポジションの課長職のことか。
A 区別するものは無いが、課長職において、一定期間の年数を経過した者について、級を上げる措置をとっている。

阿久比町公共用物の管理に関する条例の一部改正

Q 減額の理由とその基準は。
A 地価に対する賃料水準の変動を反映。

Q 阿久比町道路占用料の条例の一部改正
A 国が定め、県が占有料を決める。5区分となったため、本町は3級に該当し、下がった。

Q 特別な場合以外は帰属を受けるが、認定の有無はこちらの判断。

Q 徴収された占用料は町に全額入るのか。
A 町の管理するものに関しては、全部入る。一時的な看板等は適用外。

阿久比町道路線の認定

Q 調査点検項目表はあるのか。
A 都市計画法に基づいた宅地開発なので、その資料をチェックしている。

Q 開発基準に基づいたものは町道として認定しなければならぬのか。
A 特別な場合以外は帰属を受けるが、認定の有無はこちらの判断。

Q 町道認定後、道路に重要な瑕疵があった場合は、業者が責任をもって補修する取り決

めはあるか。
A 特に決めていない。

平成28年度一般会計予算

Q 新庁舎総合管理委託料の費用対効果は。
A 新庁舎はビル管理法に該当する。面積も旧庁舎の2・5倍となり、色々な業務が増えしたが、一括して総合管理することで、全体的には経費節減となる。

Q 東側の県道から庁舎への歩行者通行帯は。
A 今後、南東方向にメイン出入口ができ、歩行者通路ができる。

Q 情報管理費の庁用備品の内容は。
A 調査研究用にタブレット端末を4台購入する。

(山本 恭久議員)

